

救急救命士による処置の範囲が広がる 実証研究が行われます

佐倉市、八街市及び酒々井町を含む印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会では、「救急救命士の処置範囲に係る実証研究」のモデル事業が行われます。

平成24年11月1日から平成25年3月31日までの間、医師の具体的な指示を受けた救急救命士が救急現場や救急車内等で

1 意識障害傷病者への血糖測定・ブドウ糖溶液の投与

2 重症ぜんそく発作傷病者への吸入薬の使用

3 ショック状態の傷病者への心肺停止前の点滴

今回拡大されるこれらの3処置を行い、効果等について検証します。

対象となるのは、救急搬送が必要な20歳以上の傷病者で、本人若しくは家族の書面による同意が必要です。

なお、今回拡大される処置を断ったとしてもこれまで通りの救急搬送が行われますので、不利益をこうむることはありません。

今後とも、救急業務の高度化・病院前救護体制の充実強化のため積極的に取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ先

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部警防課（救急救助係）043-481-1248